

# 『神皇正統記』の「正理」

我妻建治

(一)

『神皇正統記』とは何ぞや、については、古来、種々の議論がなされている。すなわち、歴史的事象が扱われている意味において、「歴史書」であるとする見解、また、扱われた歴史事象の性格から「文明史」とする見解、そこに歴史哲学的な性格をみて「史論」なり、とする見解、「神道書」なり、とする見解、さらに、扱われた事象と北畠親房のおかれた当時の状況との関係を通して「政治実践の書」なり、とする見解、また「政治史の哲学」をみよう

する見解等々枚挙に違ない。『神皇正統記』に対するこのような見解は、いずれも、その書かれたものを書かれたものとして評価する立場から発せられる見解である。いわば「神皇正統記論」なのである。「神皇正統記論」は、論者ごとにいわば多種多様である相を示していると言つてよい。筆者がここで『神皇正統記』をとりあげようとするのは、そのような「論」を開拓するためでない。いわば「論」以前の問題である。

すなわち、親房は「為し示し或童蒙」め、『神皇正統記』を叙述したのであるが、彼はこの『神皇正統記』において何を叙述しようとしたのか、ここにおいて歴史事象をどの

ように扱っているか、叙述に密着した形で、親房自身のそ  
の叙述意図と叙述対象と叙述方法を問題としようとするの  
である。小論の問題はそのようなことであり、その他のこ  
とは後日を期したい。

なお、小論中、『神皇正統記』について引用のために使  
用したテキストは岩佐正校注『神皇正統記』(『日本古典文  
学大系』87、岩波書店)であり、他に、山田孝雄『神皇正  
統記述義』(民友社)、永原慶二編『慈円・北畠親房』(『日  
本の名著』9、中央公論社)を随時参照した。

## (1)

北畠親房は、『神皇正統記』<sup>(1)</sup>の叙述意図及び叙述対象に  
ついて、次のように言っている。

唯我國ノミ天地ヒラケン初ヨリ今ノ世ノ今日ニ至マ  
デ、日嗣ヲウケ給コトヨコシマナラズ。一種姓ノ中ニ  
ヲキテモヨノヅカラ傍ヨリ伝給シスラ猶正ニカヘル  
道アリテゾタモチマシケル。是爾神明ノ御誓ア  
ラタニシテ餘國ニコトナルベキイハレナリ。

抑そよ、神道ノコトハタヤスクアラハサズト云コトアレ  
バ、根元ヲシラザレバ猥みだらがわシキ始トモナリヌベシ。其  
ツキエヲスクハンタメニ聊のぶむ勤勒シ侍リ。神代ヨリ正理  
ニテウケ傳ヘルイハレヲ述じるわコトヲ志テ、常ニ聞ユル事  
ヲバノセズ。シカレバ神皇ノ正統記トヤ名ケ侍ベキ。

親房は、ここで、わが国が神代より今日に至るまで日嗣  
が正しい皇統に、正しい道によって、いわば「正理」によ  
つて、少しの乱れもなく受け伝えられている「イハレ」を  
根元にさかのぼって、述べることを意図していると言つて  
いる。そして、それも、根元を知らなければ、「猥シキ始  
トモナリヌベシ。其ツキエヲスクハンタメ」ここに叙述す  
る次第だ、とも言つてはいる。さらに、親房は、日嗣が「正  
理」によって受け伝えられている「イハレ」をここに述べ  
とも言つてはいる。すなわち、ここでは、普通の歴史的事象  
には触れないで、「正理」によって皇統が伝えられている  
事實を記そうとするのであるから、歴史的事象にして「正  
理」の具現されている事實を述べようとしていることとな  
る。さらに附会するならば、すべての歴史的事象に「正

理」が具現されているが、そのうちその「正理」の具現されている事実として全たき事実は、「常ニ聞ユル」事実となるわけである、「常ニ聞ユル」事実は、実は「猿シキ始」とはならないから、ここには「ノセズ」、その「根元ヲシラザレバ猿シキ始トモナ」る事実についてとくに述べようということになる。すなわち、「日嗣ヲ受ケ給コト邪ナラズ。」としながらも、時として正統の絶えることもないで

はない、その時は「一種姓ノ中ニヲキテモヲノゾカラ傍ヨリ傳給」う事実、すなわち、傍系の皇子が入って皇位を繼ぐ事実がみられることがあるが、この事実をそれだけの事実としてみれば、正邪傍正判別しがたく、まことに「猿シキ始トモナ」る事実ともなる、しかし、その「根元ヲシ」るならば、「猶正ニカヘル道アリテゾタモチマシケ」る。「事実が明白になるであろうとするのである。

したがつて、親房は、「神皇正統記」において、一見「猿シ」く思われる事実にも、否、そのような事実にこそ、極度に「正理」の発現されている「イハレ」を論述しようとして、とくに傍系より皇統を継ぐ事実、さらに傍系より正統に帰る事実に留意し、その「正理」の展開の叙述に意を用いた意図をはつきりと認めることができるのである。

小論は、以下、この正邪傍正、いわゆる、みだりがわしき始めともなるべき事実に焦点をあわせ、親房が、いかにその「ツキエ」を救わんため、「猶正ニカヘル道」をいかに展開しているか、いわば「正理」の論理的運びについて考えてみようとするものである。

### 〔註〕 (1) 『神皇正統記』序論の項。

#### (三)

親房は、「神皇正統記」において、日嗣の繼承のあり方について、「世」と「代」とに分け、前者を「マコトノ繼体」、後者を「凡ノ承運」と一応区別している。<sup>(1)</sup>「マコトノ繼体」とは、実の父子繼承の義であり、「凡ノ承運」とは、一通りの御代々の順序の義である。

親房によれば、神代はもちろん、「大祖神武ヨリ第十二代景行マデハ代ノマ、ニ繼体」され、いづれも父子相繼い<sup>(2)</sup>で、世・代の区別はなかつたと言う。そして、十三代成務天皇も、景行天皇の第三子であるので世・代の区別はない。

第十四代第十四世仲哀天皇が、日本武尊の第一子であり、したがって成務天皇とは父子関係がないので、世・代の問題がここに起つたとしている。

しかし、親房は、仲哀天皇の即位について、「日本武尊世ヲハヤクシ給シニヨリテ、成務コレヲツギ給、此天皇ヲ太子トシテユヅリマシくシ」として仲哀天皇の日嗣を合理化するとともに、ここに「代ト世トカハレル初也。<sup>(3)</sup>コレヨリ世ヲ本トシルシ奉ベキ也。」としているのである。

かくて、次の第十五代に神功皇后を立てて以来、「世」と「代」の区別が顕然化されることとなり、応神天皇は、第十六代第十五世と、世・代並記されるに至つた。これ以降、この「世」と「代」とは、必ずしも統一して使用されとはいひが、全卷を通して一応区別され、「マコトノ繼体」「凡ノ承運」が判別されるに至つた。

かくて、親房が、『神皇正統記』における「正理」の展開について最も意を尽したのは、日嗣の繼体承運の正系と傍系の存在並びにそれらの関係及び家系の盛衰の意味づけであった。

これは、先述のごとく、日嗣が正より傍に移り、そして傍より正に帰るべき「イワレ」があるとしても、まことに

みだりがわしき始めともなりかねないからであり、したがつて正がどうして傍に移るか、そしていかにして傍より正に帰るかの問題が『神皇正統記』の論理の中心的運びとなつてゐるからである。

#### (A)

まず、親房は、日嗣の繼体について、次のように言つてゐる<sup>(4)</sup>。

我国ハ神國ナレバ、天照太神ノ御計ニマカセラレタルニヤ。サレド其中ニ御アヤマリアレバ、曆數モ久カラズ。又ツキニハ正路ニカヘレド、一旦モシヅマセ給タメシモアリ。コレハミナミヅカラナサセ給御トガナリ。冥助ノムナシキニハアラズ。佛モ衆生ヲミチビキツクシ、神モ萬姓ヲスナヲナラシメントコソシ給ヘド、衆生ノ果報シナドニ、ウクル所ノ性オナジカラズ。十善ノ戒力ニテ天子トハナリ給ヘドモ、代々ノ御行跡、善惡又マチく也。カレバ本ヲ本トシテ正ニカヘリ、元ヲハジメトシテ邪ヲステラレンコトゾ祖神ノ御意ニハカナハセ給ベキ。

すなわち、日嗣の繼体は、「天照太神ノ御計」にまかせられてゐると言つてはいる。しかし、日嗣をうけた歴代の各天皇にして「祖神ノ御意」に反するような過誤があると、「歴数も久カラズ」、「一旦モシヅマセ給タメシモ」あるが、これは、「十善ノ戒力ニテ天子トハナリ給ヘドモ、代々ノ御行迹又マチ」<sup>(5)</sup>で、「ミナミヅカラナサセ給御トガ」なのであって、「祖神」の加護がいたらないからではないと言つてはいる。また、天照太神は、「タゞ正直ヲノミ御心トシ給ヘル」とも言い、その「御心」に叶うことが、継体の本意であるとし、その「御心」に叶うためには、「心ニ一物ヲタクハエ」<sup>(6)</sup>ず、「シカモ虚無ノ中ニ留ルベカラズ。天地アリ、君臣アリ。善惡ノ報影響ノ如シ。己ガ欲ヲステ、人ヲ利スルヲ先トシテ、境々ニ対スルコト、鏡ノ物ヲ照スガ如ク、明々トシテ迷ハ」<sup>(7)</sup>ず、いわば「マコトノ正道」をなすべきであるとし、これをなすに当つては、「中庸」を引いて、「道ハ須臾モハナルベカラズ。ハナルベキハ道ニアラズ。」としているのである。

したがつて、日嗣の繼体は、「天神太神ノ御心」に叶うところ、「正直」を実現するところ、「正道」を行ふところに存することとなり、いわば、「御心」に叶う正道、有徳、

積善によつて、日嗣が左右されることとなる。そしてこれが「天照太神の御心」に叶うところであり、「天照太神ノ御計」として具現されるところとなるのである。親房は、日嗣の承継について、正が傍に移り、傍が正に帰る「イワレ」も、實にここに存するものとして、その「イワレ」の歴史的立証を『神皇正統記』の眼目としているのである。それでは、親房は、日嗣が正から傍に移り、傍から正に帰る「イワレ」を、どの世・代で、どのように指摘して、展開しているかを左に『神皇正統記』において指摘された大凡そのケースを取り上げることとする。

### (B)

(1) 第一代神武天皇から第十七代仁德天皇までの日嗣は左の(?)とくざしたる疑問はなし、とされている。

神武ヨリ景行マデ十二代ハ御子孫ソノマハツガセ給ヘリ。ウタガハシカラズ。日本武ノ尊世ヲハヤクシマシシニヨリテ、御弟成務ヘダタリ給シカド、日本武ノ御子ニテ仲哀傳マシヽヌ。仲哀・応神ノ御後ニ仁徳ツタヘ給云々。

(2)

第十七代仁徳天皇以降、第二十六代武烈天皇までは、

摘されている。

いすれも仁徳天皇系によって日嗣が受け継がれている事実を指摘して、親房は、それは仁徳天皇の聖徳のためであるとしている。すなわち、仁徳天皇は、「日嗣ヲウケ給シヨリ國ヲシヅメ民ヲアハレミ給コト、タメシモマレナリシ御事ニヤ。民間ノ貧キコトヲオボシテ、三年ノ御調ヲ止ラレキ。(中略)アリガタカリシ御政ナルベシ。」と。

(3)

第二十六代武烈天皇まで仁徳天皇系の皇統は絶えるのであるが、この事実に対し、親房は、武烈天皇「性サガナクマシテ、惡トシテナサズト云コトナシ。仍天祚モ久カラズ。」とし、仁徳天皇系の断絶について、「仁徳サシモ聖徳マシヽシニ、此皇胤コヽニタエニキ。(中略)不徳ノ子孫アラバ、其宗ヲ滅スベキ先蹤甚ヲホシ。」としている。また、「仲哀・応神ノ御後ニ仁徳ツタヘ給ヘリシ、武烈悪王ニテ日嗣タエマシシ云々。」とも言っている。

すなわち、ここでは、有徳不徳、積善積惡が、天皇の日嗣それ自体またその皇統を左右すべきものとして指

(4)

武烈天皇の次に第二十七代第二十世として繼体天皇が日嗣を受けるに至ったが、この事実に対し、親房は、繼体天皇は応神天皇五代の孫で、「王者ノ大度マシテ、潛龍ノイキヲビ、世ニキコエ給ケルニヤ。群臣相議テ迎奉ル。三タビマデ謙讓シ給ケレド、ツヰニ位ニ即給フ。」と言い、「ソノ御身賢ニシテ天ノ命ヲウケ、人ノ望ニカナヒマシヽケレバ、トカクノ疑アルベカラズ。」と言つてゐる。ここで親房が「潛龍」と言つてゐるのはきわめて興味深いことである。「潛龍」とは、普通「潜んでいて天に昇らない龍、将来天位につき、なすあらん威望」を意味するが、これは本来、「周易」乾卦初九「潛龍勿用」にみえる文辭である。この爻は本来陽なるものであるが、「勿用」である。しかし、「變易」の象によつて、やがて「見龍」(同九二爻辞)そして「飛龍」(同九五爻)に應ずる象をもつてゐるのである。繼体天皇が野にあって、「潛龍」であつたが、つねに「王者ノ大度」をもち、謙讓を実践して、やがて「天ノ命ヲウケ、人ノ望ニカナ」つ

て、「見龍」、そして「飛龍」に応じて日嗣を受けるに至つたとみることもできよう。

(5) さらにこの天皇について注意しておくべきことは、親房が、「仁賢ノ御女手白香ノ皇后トス」<sup>(14)</sup>の記事である。「この点については欽明天皇の項でさらに指摘されている。

繼体天皇の第三子欽明天皇が日嗣を受けて以降、いざれも欽明天皇系のみが日嗣をうけるに至っている事実に対して、親房は、「両兄マシヽシカド、此天皇ノ御スエ世ヲタモチ給。御母方モ仁徳ノナガレニテマシマセバ、猶モ其遺徳ツキズシテカクサダマリ給ケルニヤ」<sup>(15)</sup>としている。すなわち、繼体天皇の皇后手白香は、仁徳天皇系の仁賢天皇の皇后であり、その皇子が欽明天皇であるので、以後、日嗣は仁徳天皇系の入った欽明天皇系によってのみ受け伝えられるに至つたとしている。繼体天皇の第一子安閑天皇並びに第二子宣化天皇の母は、「尾張ノ草香ノ連ノ女」<sup>(16)</sup>なのである。親房は、この欽明天皇系をジャスティファイして、仁徳天皇の聖徳の反映、積善の余慶だとしてい

(6) 次に第三十六代皇極天皇のときの中大兄皇子及び中臣鎌足の蘇我氏討滅のクーデターについて叙述し、蘇我氏の滅亡について次のように言つてゐる。<sup>(17)</sup>

此時ニ蘇我蝦夷ノ大臣ナラビニソノ子入鹿、朝權ヲ專ニシテ皇家ヲナイガシロニスル心アリ。其家ヲ宮門ト云、諸子ヲ王子トナム云ケル。上古ヨリノ國紀重宝ミハ私家ニハコビヲキテケリ。中ニモ入鹿悖逆ノ心ハナハダシ。聖德太子ノ御子達ノトガナクマシヽシヲホロボシ奉ル。(中略) 蘇我ノ一門久ク權ヲトレリシ力ドモ、積惡ノユヘニヤミミ滅ヌ。

一方、中臣氏について、次のように叙述している。<sup>(18)</sup>

此鎌足ノ大臣ハ天鬼屋根ノ命二十一世孫也。昔天孫アマクダリ給シ時、諸神ノ上首ニテ、此命、殊ニ天照太神ノ勅ヲウケテ輔佐ノ神ニマシマス。(中略) 鎌足ニイタリテ大歎ヲタテ、世ニ龍セラレシニヨリテ、祖業

ヲオコシ先烈ヲサカヤカサレケル、無止コト也。カ  
ツハ神代ヨリノ餘風ナレバ、シカルベキコトハリトコ  
ソオボエ侍レ。

(7) 右の中臣氏については、平安時代以来の一社託宣、あるいは三社託宣思想が裏うちされているにしても、蘇我氏・中臣氏いずれにも、その興亡の因としては、積善・積惡の如何が論じられているわけである。

第三十九代、第二十五世天智天皇並びに第四十代天武天皇両流の日嗣の承継について、親房は、天智天皇の崩御後、皇弟天武天皇が日嗣を受けて以降、「天武ノ御ナガレ久伝ラレ」て、第四十八代称徳天皇に至つた、いわば正より傍に移つたが、これは天智天皇「第一ノ御子大友<sup>(19)</sup>コソアヤマリテ天下ヲエ給ハザリシ」ことによるとしている。

そして天武天皇系の流れも、「称徳女帝ニテ御嗣モナシ。又政モミダリガハシクキコエシカバ、タシカナル御譲ナクテ絶ニキ。」と言つてゐる。そして、天智天皇系の流れである第四十九代、第二十七世光仁天皇

(8) について、その「立給ヘルコト、正理ニカヘルトゾ申侍ベキ」と言つてゐる。すなわち、これは、「天武世ヲシリ給シヨリアラソヒ申人ナカリキ。シカレドモ天智御兄ニテマヅ日嗣ヲウケ給。ソノカミ逆臣ヲ誅シ、國家ヲモ安シ給ヘリ。コノ君ノカク繼体ニソナハリ給、猶正ニカヘルベキイハレナルニコソ。」であるとして、光仁天皇の繼体を、天智天皇の積善の報として断じてゐるのである。

光仁天皇から第五十七代陽成天皇までは、父子承継、いわば「マコトノ繼体」がみられる。しかし、陽成天皇は、「性惡ニシテ人主ノ器ニタラズミエ給ケレバ、攝政ナゲキテ廢立ノコトサダメラレ」<sup>(23)</sup>、かくて、第十八代、第三十一世光孝天皇が、いわば傍より入つて日嗣を受けたが、親房は、この天皇「賢才諸親王ニスグレマシヽケレバ、ウタガヒナキ天命トコソミエ侍レ」<sup>(24)</sup>としている。

(9) 親房は、陽成天皇を廢立した攝政藤原基經並びに藤原摂関家について、次のように言つてゐる。

此大臣マサシキ外戚ノ臣ニテ政ヲモハラニセラレシニ、天下ノタメ大義ヲオモヒテサダメオコナハレケル、イトメデタシ。サレバ一家ニモ「人コソ」オホクキコエシカド、攝政関白ハコノ大臣ノスエノミゾタエセヌコトニナリニケル。ツギ／＼大臣大将ニボル藤原ノ人々モミナコノ大臣ノ苗裔ナリ。積善ノ餘慶ナリ

トコソオボエハベレ。

(10)

光孝天皇の後は、宇多天皇、醍醐天皇、そして朱雀天皇と父子承継にて「マコトノ繼体」が続くが、親房は、とくに宇多天皇の治政については、「此御世コソ上代ニヨレレバ無為ノ御政ナリケン」「ト」ヲシハカラレ侍ル。」<sup>(26)</sup>と言い、また、醍醐天皇のそれについても、「德政ヲコノミ行ハセ玉フコト上代ニコエタリ。天下泰平民間安穏ニテ、本朝仁徳ノフルキ跡ニモナゾラヘ、興域堯舜ノカシコキ道ニモタグヘ申キ。」としている。

(11) 第六十二代、第三十四世村上天皇については、次のように言つている。<sup>(28)</sup>

此天皇賢明ノ御ホマレ先皇ノアトヲ繼申サセ給ケレバ、天下安寧ナルコトモ延喜・延長ノ昔ニコトナラズ。文筆諸芸ヲ好給コトモカハリマサザリケリ。ヨロヅノタメシニハ延喜・天暦ノ二代トゾ申侍ル。

そしてさらに、

光孝カタハラヨリエラバレ立給シニ、ウチツダキ明主ノ伝り給シ、我国ノ中興スベキユヘニコソ侍ケメ。又繼体モタバコノ一流ニノミゾサダマリヌル。

と言う。<sup>(29)</sup>すなわち、親房は、これ以降の皇統が村上天皇一流にきまつたのは、光孝天皇以来の餘慶だとしているのである。

(12)

ここで親房は、北畠氏の祖流である村上源氏に言及し、「昔ヨリ源氏オホカリシカド、此御スエノミゾイマニ至マデ大臣以上ニ至テ相繼侍ル。」<sup>(30)</sup>とし、その理由を、「師房姓ヲ給テ人臣ニ列セラレシ、才芸古ニハズ、名望世ニ聞アリ。十七歳ニテ納言ニ任ジ、數十

年ノ間朝廷ノ故実ニ練ジ、大臣大將ニノボリテ、懸車

善政を敷いたとしている。<sup>(33)</sup>

ノ齡マデツカウマツラ」れ、「御堂ノ息女ニ相嫁セラレ

シカバ、子孫モミナ彼外孫ナリ。コノユヘニ御堂、宇治ヲバ遠祖ノ如クニ思ヘリ。ソレヨリコノカタ和漢ノ

稽古ヲムネトシ、報國ノ忠節ヲサキトスル誠アルニヨ

リテヤ、此一流ノミタエズシテ十餘代ニ及ベリ。」「君

モ村上ノ御流一トヲリニテ十七代ニ成シメ給。臣モ此

御スエノ源氏コソ相ツタハリタレバ、タゞ此君ノ徳ス

グレ給ケルユヘニ餘慶アルカトコソアフギ申ハベレ。」

としている。すなわち、村上源氏の繁栄を、村上天皇

と藤原氏両流の餘慶によるものとしているのである。

(19)

村上天皇の後は、その二人の皇子「冷泉・円融ノ両流

カハル」「シラセ給」<sup>(31)</sup>うたが、後一条院以降は、「シ

カルベキ継体の御運マシ」<sup>(32)</sup>て、円融院系に日嗣が

承継されることとなつた。そして円融院系の第七十一

代、第三十八世後三条院は、冷泉院系の皇后を母とし

たため、冷泉院系「三条ノ御末ヲモウケ給」ひ、「両

流ヲ内外ニウケ給テ継体ノ主トナリ」、有徳の君とし

て、「延喜・天暦ヨリコナタニハマコトニカシコキ」

(14) 親房はここで武家政治に言及することとなる。

(15) 後三条院の後は、その一流のみ日嗣を継体して、第十七代、第四十二世後白河院に至り、「今ハ此御末ノミコソ継体シ給ヘバシカルベキ天命トゾオボエ侍ル」<sup>(34)</sup>と言つてゐる。

後白河ノ御時兵革オコリテ奸臣世ヲミダル。天下ノ民ホトンド塗炭ニオチニキ。賴朝一臂ヲフルキテ其乱ヲタライガタリ。王室ハフルキニカヘルマデナカリシカド、九重ノ塵モオサマリ、萬民ノ肩モヤスマリヌ。上

下堵ヲヤスクシ、東ヨリ西ヨリ其徳ニ伏セシカバ、実朝ナクナリテモソムク者アリトハキコエズ。是ニマサル程ノ徳政ナクシティカデタヤスククツガヘサルベキ。(中略) 民ヤスカルマジクハ、上天ヨモクミシ給ハジ。次ニ王者ノ軍ト云ハ、トガアルヲ討ジテ、キズナキヲバホロボサズ。(中略) 先マコトノ徳政ヲオコナハレ、朝威ヲタテ、彼ヲ剋スルバカリノ道アリテ、

ソノ上ノコトトゾオボエハベル。<sup>(35)</sup>

さらに、次のように言っている。

凡保元・平治ヨリコノカタノミダリガハシサニ、賴朝ト云人モナク、泰時ト云者ナカラマシカバ、日本國ノ人民イカゞナリナマシ。此イハレヲヨクシラヌ人ハ、ユヘモナク、皇威ノオトロヘ、武備ノカチニケルトオモヘルハアヤマリナリ。所々ニ申ハベルコトナレド、天日嗣ハ御譲ニマカセ、正統ニカヘラセ給ニトリテ、用意アルベキコトノ侍也。神ハ人ヲヤスクスルヲ本誓トス。<sup>(36)</sup>

かくて、親房は、北条氏について、「彼泰時アヒツギテ徳政ヲサキトシ、法式ヲカタクス。己ガ分ヲハカルノミナラズ、親族ナラビニアラユル武士マデモイマシメテ、高官位ヲノゾム者ナカリキ。其政次第ノママニオトロヘ、ツヰニ滅ヌルハ天命ノヲハルスガタナリ。七代マデタモテルコソ彼ガ餘薰ナレバ、恨トコロナシト云ツベシ。」と言い、「泰時ガ昔ヲ思ニハ、ヨク

マコトアル所有ケムカシ。子孫ハサ程ノ心アラジナレド、カタクシケル法ノマ、ニヲコナヒケレバ、オヨバズナガラ世ヲモカサネシニコソ。(中略) 我国ハ神明ノ誓イチジルクシテ、上下ノ分サダマレリ。シカモ善惡ノ報アキラカニ、因果ノコトハリムナシカラズ。カワハトヲカラヌコトドモナレバ、近代ノ得失ヲミテ将来ノ鑒識トセラルベキナリ。」と、言う。

(16)

親房は、南北両朝迭立については多くを述べていないが、第八十七代、第四十六世後嵯峨院について、「抑此天皇正路ニカヘリテ、日嗣ヲウケ給シ、サキダチテサマグ「ノ」奇瑞アリキ。(中略) ツヰニ繼体ノ主トシテ此御スエナラヌハマシマサズ。(中略) 白河・鳥羽ヨリコナタニハオダヤカニメデタキ御代ナルベシ。」と述べている。

(17)

第九十代、第四十八世後宇多院の治政について、「大方コノ君ハ中古ヨリコナタニハアリガタキ御コトトゾ申侍ベキ。文学ノ方モ後三条ノ後ニハカホドノ御才キコエサセ給ハザリシニヤ。」<sup>(38)</sup> と言い、さらに、「コノ御

スエニ一統ノ運ヲヒラカルゝ、有徳ノ餘薰トゾオモヒ  
給ル。<sup>(4)</sup>としている。

(18)

第九十五代、第四十九世後醍醐天皇について、親房  
は、「後宇多ノ御門コソユヽシキ稽古ノ君ニマシマシ  
シニ、ソノ御跡ヲバヨクツギ申サセ給ヘリ。アマサヘ  
モロノ道ヲコノミシラセ給コト、アリガタキ程ノ  
御コトナリケンカシ。(中略) フルキガゴトクニ 記録  
所ヲカレテ、夙ニヲキ、夜ハニオホトノゴモリテ、  
民ノウレヘヲキカセ給。天下コゾリテコレヲアフギ奉  
ル。公家ノフルキ御政ニカヘルベキ世ニコソトタカキ  
モイヤシキモカネテウタヒ侍キ。(中略) 此天皇ノ御  
代ニ掌ヲカヘスヨリヤスク一統シ給ヌルコト、宗廟ノ  
御ハカライモ時節アリケリト、天下コゾリテゾ仰奉リ  
ケル。」<sup>(4)</sup>と言つてゐるのである。

[註]

- (1) 仲哀天皇条。  
(2) 同右。  
(3) 同右。

(4) 光孝天皇条。

(5) 応神天皇条。

(6) 同右。

(7) 光孝天皇条。

(8) 仁德天皇条。

(9) 武烈天皇条。

(10) 光孝天皇条。

(11) 繼体天皇条。

(12) 光孝天皇条。

(13) 『神皇正統記』

日本古典文学大系本八九頁頭註三五。

(14) 繼体天皇条。

(15) 鈦明天皇条。

(16) 安閑天皇条。

(17) 皇極天皇条。

(18) 同右。

(19) 光孝天皇条。

(20) 同右。

(21) 光仁天皇条。

(22) 陽成天皇条。

(23) 光孝天皇条。

(24) 陽成天皇条。

(25) 陽成天皇条。

(26) 宇多天皇条。  
(27) 醍醐天皇条。  
(28) 村上天皇条。

(29) 同右。

(30) 同右。

(31) 後一条院条。

(32) 同右。

(33) 後三条院条。

(34) 後白河院条。

(35) 順德院条。

(36) 後嵯峨院条。

(37) 同右。

(38) 同右。

(39) 後宇多院条。

(40) 同右。

(41) 後醍醐天皇条。

#### (四)

以上、北畠親房が『神皇正統記』において展開しているところの、日嗣の継体の実態について、すなわち、日嗣

が、正から傍に移り、傍から正に帰る「イワレ」として述べている事柄について、みたのであるが、これを、親房が述べているとおりの年代的順序によつて並べ挙げると、右(B)の十八項となるであろう。

これら十八項を概観し、『神皇正統記』の展開する論理的運びをたんねんに迫つてみると、日嗣の承継・断絶、並びに家系の興亡・盛衰の因果は、いずれも、「正道」「有徳」「積善」の有無にかかっている事実が明白になる。しかも、『神皇正統記』には、「徳政」「聖徳マシヽ」「積惡ノユエ」「不徳」「有徳」「遺徳」「陰徳」「餘風」「積善」「餘慶」「餘香」「餘薰」等の熟字が各項隨所にみえ、いわば『神皇正統記』は、これらの熟字によつて全編貫かれて、日嗣の承継の「イワレ」が叙述されていると言つて過言でない感がある。すなわち、これらの意味するところのことが、實に『神皇正統記』の論理の運びとなつており、いわば、因果論理になつてゐるのである。

この論理的運びとは一体何なのであろうか。

端的に言えば、それは「易」であり、「變易」の思想なのである。

親房が、「易」に精通していたであろう事実については、

別に論述したことがあるが、親房自身、『神皇正統記』のなかで「易」に言及して、いみじくも、次のように言つてゐる。<sup>(1)</sup>

スコシノ事モ心ニユルス所アレバ、ヲホキニアヤマル  
本トナル。周易ニ、「霜ヲ履堅冰ニ至。」ト云コトヲ、  
孔子釈シテノ給ハク、「積善「ノ」家ニ餘慶アリ、〔積〕  
不善ノ家ニ餘殃アリ。君ヲ弑シ父ヲ弑スルコト一朝一  
夕ノ故ニアラズ。」ト云リ。

すなわち、これは、『周易』坤卦の爻辞並びに同文言伝の引用文である。「霜ヲ履堅冰ニ至。」<sup>(2)</sup>が爻辞初六であり、「孔子釈シテ云々。」<sup>(3)</sup>は文言伝なのである。してみると、さきに指摘した「徳政」「聖徳マシ～」「積惡ノユエ」「不徳」「有徳」「遺徳」「陰徳」「餘風」「積善」「餘慶」「餘香」「餘薰」等々は、実は坤卦文言伝のヴァリエイションであることになるであろう。

したがつて、この文言伝の意味する因果論理こそが、日嗣の承継における、正が傍に移り、傍から正に帰る「イワレ」そのことであり、いわば「正理」であることになる。

この論理的運びが、「正理」の運動形態であり、そして、それが「天照太神ノ御計」<sup>(4)</sup>ということになる。すなわち、「積善「ノ」家ニ餘慶アリ云々。」が、「天照太神ノ御計」<sup>(5)</sup>であるということになり、「天照太神ノ御心」に叶つた発現のされ方となるわけである。『神皇正統記』における「正理」はそのようなものとして考えられるのである。

そしてその「正理」の発現者たる「天照太神」「祖神」の位置づけについては、親房自身、「周子太極図説」を援用してこれをなしたとする説が從来存するが、筆者はこれを支持するものである。

このように考えると、『神皇正統記』には、その帝王論、正統論のみならず、臣道論、政治論、学問論等をふくめて、そのすべてに、底流として、あるいは貫流するものとして、「変易」の理の存する」とが推察されるのである。いわば、その帝王論も臣道論も政治論も、「易」思想を根底においていたうえで、位置づけられねばならない性質のものと考えるのである。

『神皇正統記』は、周知のように、南朝の正統を論じたものであると言わわれているが、この限りでは、それは必ず

しも当らない。「マコトノ継体」を承けた天皇といえども、「誤」があれば、「歴数モ久シカラズ」、「行迹」によって、「善惡マチノク」、「徳ノ有無」によって、その承運が左右されるのであり、後醍醐天皇の「行迹」もその批判の対象外ではなかつたからである。「正理」を貫ぬくという点については、親房は極めて歴史主義的である。

かりに、『神皇正統記』が南朝の正統を論じたものとするならば、それは、現実を形成する當為の問題として論じられたものと考へねばならぬ。しかも、その親房の當為は、ついには理念的なもの、あるいは理念になり、逆にその理念が現実を形成するか、歴史の原動者とまでなつてゐるであろう。さらに、南朝正統ということになると、現実と理念との結びつきの強調のあまり、したがつて、當為の問題をはなれて、両者の一致まで認めねばならないこととなり、この考え方は、ついには、流動する現実に対する批判の精神を極度に消耗せしめ、保守主義に墮することとなるをえないわけである。してみると、易を基礎とした親房の帝王論、臣道論、政治論もそのようなものとして構築されねばならぬこととなる。

とまれ、北畠親房の人と思想を論ずる場合、その易に対する知識、思想を度外視しては、これをなすことができないであろうとするのが、小論の目的である。したがつて、『神皇正統記論』も、彼の「易」思想を正当に位置づけ、そしてその上に、神儒仏三教がどのようにからみあつてゐるか、を論じたうえではじめて充全たりうるものとなるであろうと考えるからである。

〔註〕

(1) 「神皇正統記試論のための基礎作業」(『成城文藝』65)

(2) 応神天皇条。

(3) 初九、履霜堅冰至。

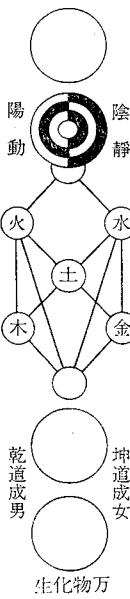
象曰。履霜堅冰。始凝也。馴致其道。至堅冰。

文言曰。(前略)積善之家必有餘慶。積不善之家必有餘殃。臣弑其君。子弑其父。非一朝一夕之故。其所由來者漸矣。由辯之不早辯也。易曰。履霜堅冰至。蓋言順也。

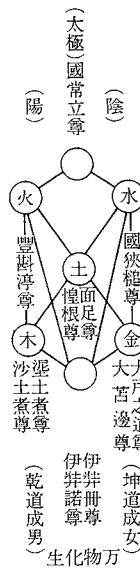
(4) (『萬葉書易經集註』)

足利衍述『鎌倉室町時代之儒教』第二編第六章「北畠親房」第二節一八一頁。

(A) 「周子大極図」



(B) 『神皇正統記』天神七代の項を、「周子大極図説」によつて、国土生成、諸神の配合順序を作図すると、次のようになる。



右に見られるような『神皇正統記』の神代巻の天地開闢論、天神生成論が易説を援用して展開されている事実については何人も疑いえないところである。しかし、その易説がどのような性質のものであるか、すなわち、親房の易説が宋学の基礎である易哲学によっているものであるか、あるいは、單なる易説なのであるか、については、從来議論のあるところである。後者の説においては、端的に言えば、親房の易説は、神道家流の通常の易説であり、それ以外のものではないとされている。果たしてそうであろうか。親房のその意味で神道家流の易説

とはどういうものか。

たしかに、『神皇正統記』の神代巻には、『倭姫命世記』をはじめ、從前の神道説が多く引用され、そのこと自体、それらの神道説の影響をうけた事実は否定できない。そして、親房が、『神皇正統記』を叙述するに当たつて、『元元集』や『東家秘伝』等に直接依拠して、これをなしたとする説があるにしても、根源的には、度会家行の『類聚神祇本源』から大いなる示唆を与えられ、これをなしたとする説が大方であろう。

この『類聚神祇本源』は、家行が度会家の神道説を分類し、その教説を組織するために、中国の経史を援用して編集したものであるが、これは元応二年、家行によって著述された。そして、元弘二年、後宇多法皇、後醍醐天皇に供覽されたが、そのときすでに落飾していた親房がこれを書写したといふ。この際、親房は、『類聚神祇本源』全十五巻中、秘巻とされる巻十四「神鏡編」だけは書写を許されるに至らなかつたが、延元二年、伊勢においてこれが書写を果たしたといふ。(同編) 親房と度会神道との関係の始まりは、この書写の年代に存するとされている。そして、『元元集』や『東家秘伝』を親房の著作なりとする論者が、その著作年代を延元二・三年の交と推定しているのは、親房の『類聚神祇本源』の書写

年代と『神皇正統記』著述の延元四年との間におくことによつてこれをなしてゐるからに他ならない。

さて、『類聚神祇本源』は、家行がこれを編集するに当たり、中国の經史をはじめとする学問思想を援用してなされたものとされているが、これを受けた親房の中国の学問思想に対する知識もこれと同質のものであつたであろうとする説がある。すなわち、和島芳男氏は、『中世の儒学』において、家行が『類聚神祇本源』を編集するため受容した中國書の範囲は、多く『新端分門纂圖博聞錄』の孫引きであり、諸經の本文や注釈を綿密に検討せず、一つの類書から自家の便宜となるべきものを採取し配列した安易な行き方をとつたもので、『大極図説』に於いても、その前半のみを引照したに過ぎず、周子の易の全構造的な理解の上に立つた易の引照ではないとされている。これを受けた親房の思想も、これに負うところが多く、その易についての知識も、したがつて宋学理解とは全く別問題であり、当時の神道家や知識人が一応わきまえていた範囲を多く出るものではなかつたとされてゐるのである。しかし、筆者はこれを採らない。たしか

に、『神皇正統記』神代卷の易説を親房の易理解のすべてと考え、そしてそれを、『神道五部書』→『類聚神祇本源』→『元元集』(または『東家秘伝』)→『神皇正統記』という系列の中でのみ考えるならば、ソシには周子の易説以上に進んだ宋学説を含むとは見受けられないが、親房の易知識は、実はこの系列外においてなされているのである。すなわち、親房の易についての知識は、その出家以前につちかわれたものであり、家行の述作に触れる以前にすでに形成されていたものであること、さらには、元応三年や正中三年の改元の儀におけるその易文を駆使した発言内容は、周子のみならず、程子、朱子など易哲学をも想到せしめるに足るものも含んでいることを指摘することができるからである(本誌六十五号参照)。したがつて、筆者は、親房の易説が宋学との結びつきにおいて論すべきであるとする説を支持するのである。そして、筆者は、そのような親房の前半生に蓄積された易の知識が、家行の著作を理解するのに、むしろ極めて有効な素地になつたものとみるのである。